

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日(水) 午前10時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	巴	敏	博
委員	1番	川	瀬	保子
	3番	青	山	秀樹
	4番	小	林	正弘
	5番	嶋	田	治仁
	6番	乃	村	浩継
	7番	松	田	耕治
	8番	五	島	栄一
	9番	上	野	安男
	10番	細	川	幹生

4. 欠席委員(1名) 2番 安部 仁

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第4号	農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第5	報告第5号	農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第6号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第5号	農用地利用集積計画の承認について
第9	議案第6号	津別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
第10	議案第7号	津別町農地移動適正化あっせん事業要領の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

局長	迫	田	久
係長	榎	智	広
行政専門員	藤	原	勝美

7. 会議の概要

事務局長： 定刻となりましたので、ただ今から令和7年第2回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： みなさんこんにちは。本日、令和7年2回目の津別町農業委員会総会にお忙しい中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。2月に入りまして寒い日があったり、暖かい日があったりで、気温は落ち着きませんが春に近づいてきているのかと思います。玉ねぎの播種作業なども始まったようですので、これから皆さん作業も忙しくなるとは思いますけれども、ケガの無いよう気を付けて作業してもらいたいと思います。今年の夏も猛暑の予報が出ていますので、1年どんな年になるのか心配もありますが、良い出来秋を迎えられますよう頑張ってくださいと思います。また、農業委員の業務もしっかりやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは始めていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、10名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に4番小林委員、5番嶋田委員を指名します。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並び

に主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

議長： 続きまして日程第4 報告第4号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第4号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。報告がありましたのは、株式会社 柏木農場、株式会社 希来里ファームです。いずれも要件を満たしている事を確認いたしました。要件については、次のページに記載しておりますので、報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第4号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第4号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 日程第5 報告第5号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第5号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。

あっせん委員 巴 委員・松田委員・上野委員

あっせん日 令和7年2月18日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

農地の所在 共和●●番● 地目 畑

合計面積 14, 232㎡

売買価格 ●●円 10a 当り ●●千円です。

農地の場所は次のページの航空写真に記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第5号について、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第5号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 日程第6 報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」報告いたします。所有権の移転です。

番号6

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

土地の所在 共和●●番●外 合計13筆

公簿地目 山林、畑、宅地、雑種地、原野、田 現況地目 畑

合計面積 142, 243. 13㎡ 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和6年11月1日 届出理由 死亡による相続

番号7

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

土地の所在 相生●●番●外 合計5筆

公簿地目 畑、牧場 現況地目 畑、原野

合計面積 40, 778㎡ 契約種類 相続

土地の引渡し時期 平成24年1月5日 届出理由 死亡による相続

番号8

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

土地の所在 共和●●番●外 合計4筆

公簿地目 畑 現況地目 畑

合計面積 1, 320㎡ 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和7年1月18日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第6号について、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第6号については、報告のとおりご了承承願いたします。

議長： 続きまして日程第7 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

賃貸借

番号9

貸主 ●● ●● ●●

借主 ●● ●● ●●

土地の所在 共和●●番●外 合計 7筆

地目 公簿 山林・畑・宅地・雑種地・原野・田 現況 畑

合計面積 97,457.13㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和7年2月27日 終期 令和16年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円

設定後事業面積 201,375.13㎡

賃貸借

番号10

貸主 ●● ●● ●●

借主 ●● ●● ●●

土地の所在 木樋●●番●

地目 公簿 畑 現況 畑

合計面積 61,205㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和7年2月27日 終期 令和11年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円
設定後事業面積 557,384㎡

次頁以降に農地法第3条に係る調査書、該当地の写真で添付しております。
ご確認ください。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第4号について2件ございますが、うち1件については、松田委員が議事参与の制限の対象となりますので、まず先に10番についての質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第4号のうち10番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第4号のうち10番は原案のとおり可決することに決定いたします。
次に9番の質疑となりますが、松田委員が、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事参与の制限となるため、退席をお願いします。

【松田委員退席後】

議 長： それでは、議案第4号のうち9番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第4号のうち9番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第4号のうち9番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【松田委員着席後】

議長： 日程第8 議案第5号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

所有権移転

番号5

移転をする者 ●● ●● ●●

移転を受ける者 ●● ●● ●●

所有権移転する土地 所在 共和●●番● 地目 畑

合計面積 14,232㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和7年2月27日

対価 ●●円 10a当り ●●万円

当事者間の法律関係 売買 となっております。

賃貸借

番号6

設定をする者 ●● ●● ●●

設定を受ける者 ●● ●● ●●

利用権を設定する土地 所在 恩根●●番●外 合計6筆 地目 畑

合計面積 38,670㎡の内33,000㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和7年2月27日 終期 令和11年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号7

設定をする者 ●● ●● ●●

設定を受ける者 ●● ●● ●●

利用権を設定する土地 所在 東岡●●番●外 合計8筆 地目 畑

合計面積 144,769㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和7年2月27日 終期 令和11年12月22日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第5号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第5号について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 日程第9 議案第6号「津別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第6号の津別町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、第1回総会協議事項にてお諮りしました内容のままです。協議事項提案後に各関係機関へ意見聴取を行った結果、特に意見はありませんでしたので、今般、議案として提案しました。内容説明については前回のとおりですので省略します。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第6号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第6号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いた

します。

議 長： 日程第10 議案第7号「津別町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第7号の津別町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、ご説明申し上げます。こちらも先般の協議事項に説明した内容です。以上で説明を終わります。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第7号について、質疑を求めます。

嶋田委員： あっせんのことについて、ひとつお願いがあります。売り手と買い手が同じ地区で耕作している畑が離れた通い作の場合、その地区のあっせん委員が入っていない場合がある。あっせん委員3名でやっている場合、その内1名は、作っている地域からあっせん委員を選定してほしいので、要望します。

事務局： この件については、4月以降割り振りの検討も必要かと感じておりますので、改めて担当委員を含めて、ケースバイケースで委員の対応が必要な時については、対応できるように調整して見直しを含め対応していきたい。基本的には、委員2名体制ではありますが、プラス1名の対応をしていきたいと考えております。

議 長： 4月からということで、地域の農業委員も入っていないと困ることもあると思いますので、事務局よろしくをお願いします。他にご質問ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第7号について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(終了 13時55分)

※協議事項→協議内容別紙記載

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時 10分)